

ドイツにおける青少年失業対策の概要と課題

国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部
総括研究官 坂野 慎二

【目次】（報告書の目次で、本発表とは一部異なります。）

・職業訓練・労働市場に参入するまでの職業指導・職業支援

1. ドイツの教育・訓練制度
 - (1) 教育制度の概要 (2) 普通教育学校から職業教育・訓練制度へ
2. 普通教育学校における職業指導と職業選択
 - (1) 普通教育学校における職業指導・職業選択 労働科
 - (1) 導入の経緯、(2) 労働科の内容
 - (2) 職場訪問と企業実習 (3) 職業選択 学校と職業情報センター(BIZ)との連携
3. デュアルシステムによる職業訓練
 - (1) デュアルシステムの概要
 - (2) 職業訓練の状況
 - (1) 職業訓練の需給関係 (2) 職業訓練席の提供者 (3) 訓練生の属性
 - (4) 職業訓練の中途解約率 (5) 訓練費用
4. 訓練の修了と雇用支援
 - (1) 職業訓練修了試験 (2) 就職と雇用支援

・青少年・若年者失業対策

1. 失業と労働行政
 - (1) 労働行政の組織 (2) ドイツ統一以降の失業状況
 - (3) シュレーダー政権下の青少年・若年者失業対策 (4) 連邦政府の失業対策費用
 - (5) 青少年・若年者失業対策の根拠法令
 - (1) 社会法典第3巻 (2) 連邦政府・州政府による特別施策
2. 緊急プログラム(JUMP)
 - (1) JUMPの経緯と枠組み (2) JUMPの内容 (3) JUMPの現状
 - (4) JUMP参加者の属性 (5) JUMPの成果
3. JUMPの実例
 - (1) 労働局におけるJUMP諸施策
 - (1) ベルリン州パンコウ労働局(Arbeitsamt Pankow)
 - (2) バイエルン州ニュルンベルク労働局
 - (2) JUMP施策具体例

・ドイツの青少年・若年者失業政策の特色と課題

- (1) 2段階的労働市場 (2) 職業資格制度と職業能力
- (3) 職業準備教育・職業選択能力開発 (4) ドイツの労働行政の課題
 - (1) 国の関与の限界 (2) 雇用政策の対費用効果
 - (3) 職業資格による労働市場の細分化・硬直化

おわりに 日本への示唆

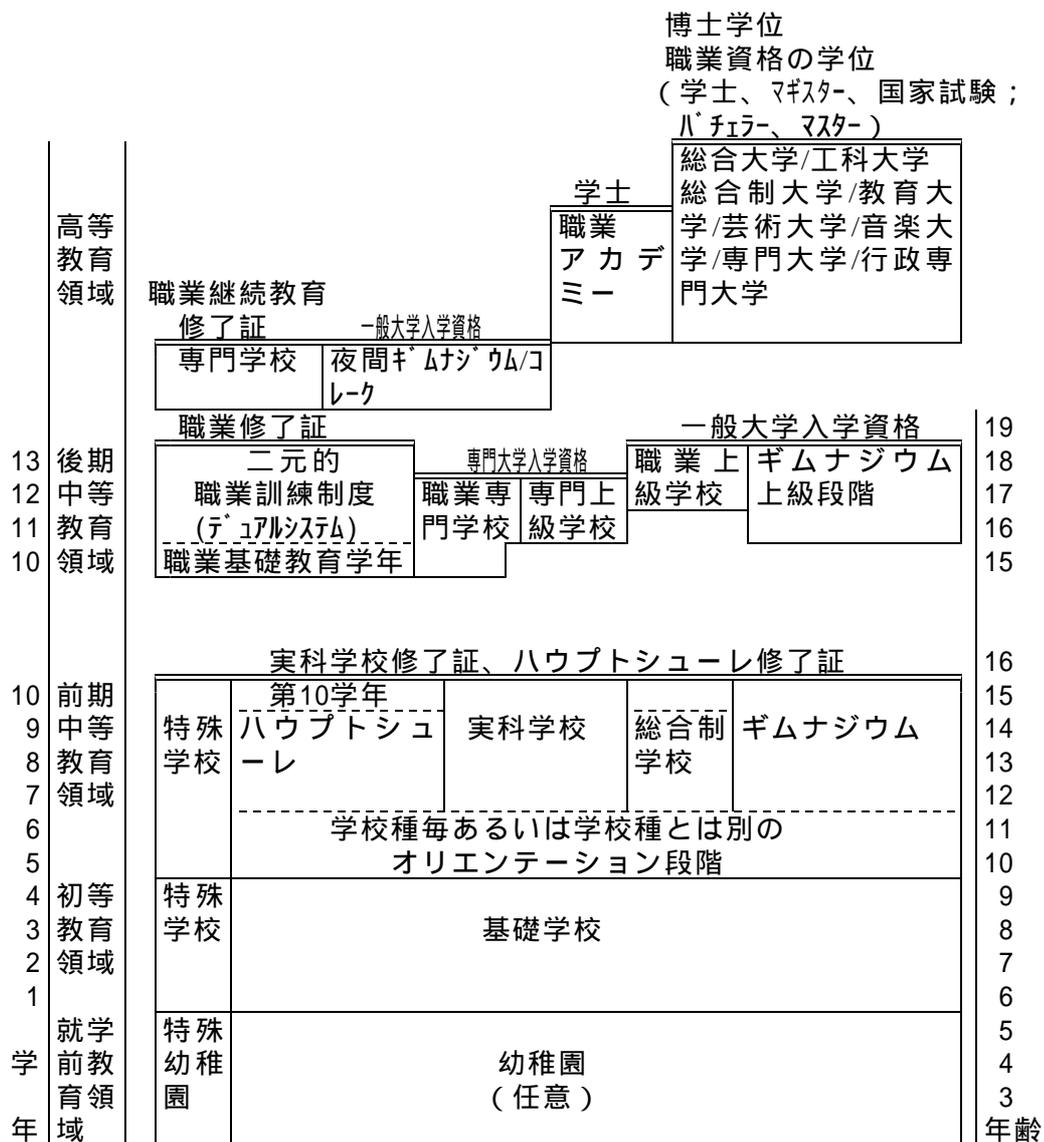
- (1) 訓練費用の問題 (2) 公の関与 (3) 職業準備教育の必要性

・職業訓練・労働市場に参入するまでの職業指導・職業支援

1. ドイツの教育・訓練制度

(1) 教育制度の概要

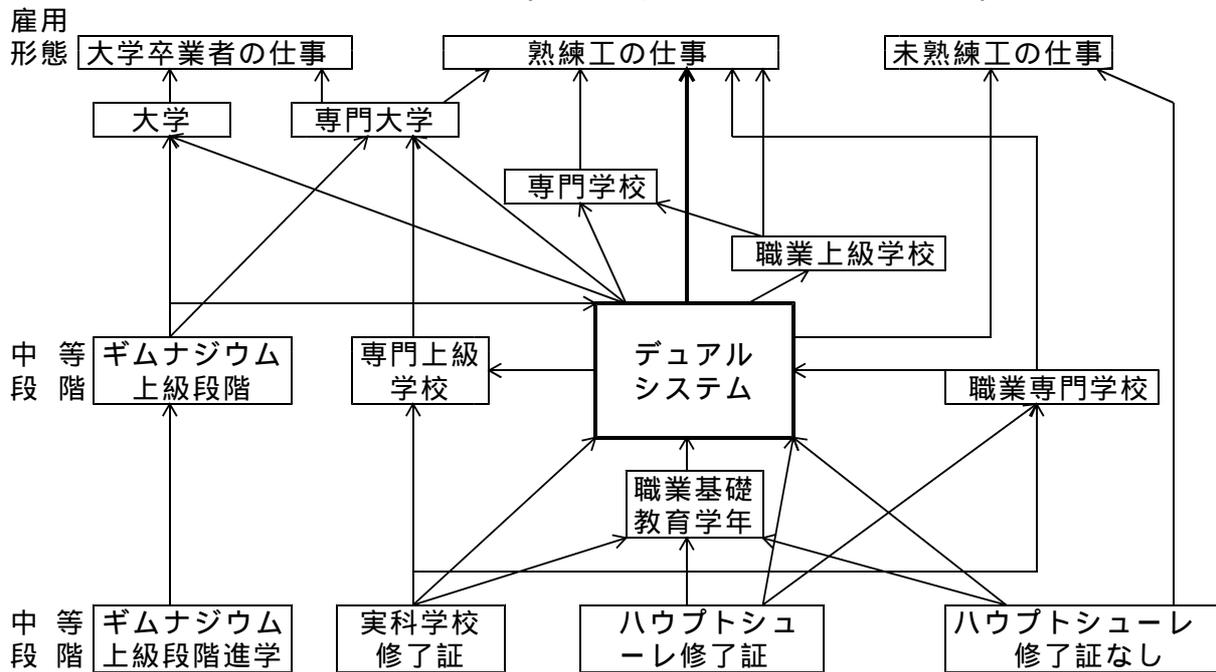
【図1】ドイツの学校体系図



(出典：BMBF. Grund- und Strukturdaten 1999/2000.2000.S.10.)

(2) 普通教育学校から職業教育・訓練制度へ

【図2】就職までの主な経路 (aus:MPI, 1994.546. 一部坂野改訂)



ハウプトシューレ修了証なし ハウプトシューレを修了せずに、卒業する者。
 ハウプトシューレ修了証をもつ者 ハウプトシューレを修了した者。
 実科学校修了証をもつ者 実科学校を修了した者。
 ギムナジウム上級段階進学資格をもつ者 ギムナジウム第10学年を修了した者。

2. 普通教育学校における職業指導と職業選択 労働科

- ・地域における学校教育と職業教育・訓練についての概観の獲得
- ・女子および男子の職業選択に対する家族、環境、学校の影響を認識し、自分で決定すること
- ・個人の諸能力と職業的展望を評価することを学び、職業活動の諸条件を比較すること
- ・職業経路計画を設計し、個人の諸条件と労働市場の関係を考慮し、労働局のサービスを活用すること
- ・職業的流動性並びに地域的流動性の機会とリスクとを認識すること
- ・社会的、技術的、経済的条件を考慮して雇用機会と雇用の課題を認識し、個人的及び社会的影響について考慮すること
- ・青少年労働保護の重要な規定並びに労働法の関連規定を知ること

(2) 職場訪問と企業実習

生徒が、労働科等で学んだ知識をより深め、確かなものとする機会が職場訪問及び企業実習である。企業実習の概要について、整理しておく。実態は各州により異なる。1997年の KMK 資料並びに吉留(2001)によれば、すべての州において、職場訪問又は企業実習が実施されている。実施期間は1～4週間である。ただし企業実習はすべての生徒が行っているわけではない。幾つかの州では、ハウプトシューレ及び実科学校あるいはこれに相当するコースに在籍する生徒全員が企業実習を行うものとしている。ギムナジウムについては、必修とする州もあるが(ヘッセン州、ザクセン州など)、希望によるとする州が多い。

こうした実習をどの企業で行うかは、生徒にとって、適職探しの第一歩である。というのも、生徒は実習を行う企業を原則として自分で探してくるからである。そして卒業後の訓練席を探すための契機にもなるのである。もっとも例外的に教員が実習企業を調整する州もある(ザクセン州)。

実習の時期は第8学年又は(及び)第9学年というところが多い。これは卒業する年度の前年度に実施し、その後の職業選択を行うための重要な機会とすることを意図しているためである。企業実習のための長期的な準備教育が労働科で行われるともいえよう。

(3) 職業選択 学校と職業情報センター(BIZ)との連携

生徒に対して、具体的な情報を提供し、助言する機関は、青少年を対象とする労働局の「職業情報センター(Berufsinformationszentrum、通称 BIZ)」である。労働局は連邦雇用庁が所管する州毎の機関である。

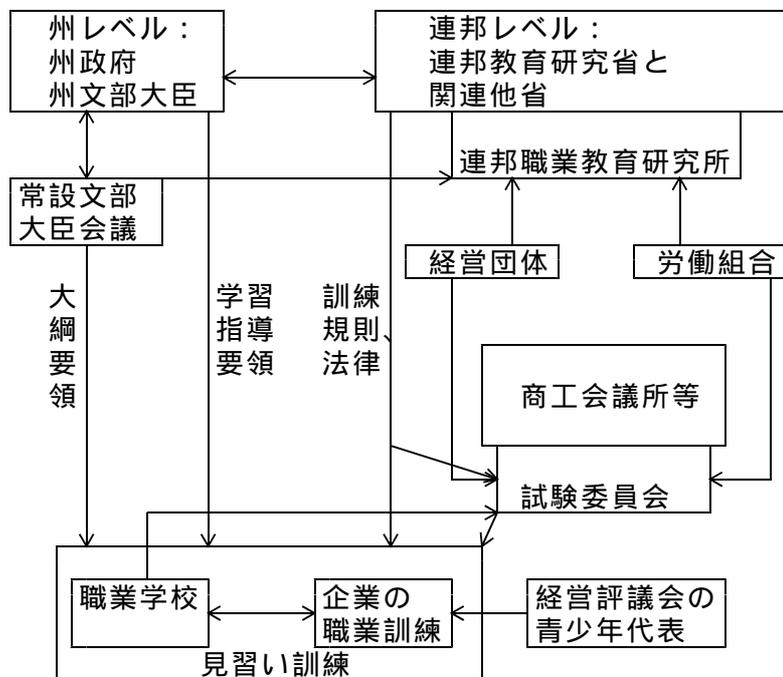
一般には職業情報センター所属の職業相談員は、対象となる生徒の最終学年の前年度に2度学校を訪問する。彼らはどこでどのような職業関連情報を収集でき、職業選択を相談できるのかを生徒達に知らせる。同時に職業選択に必要な情報を提供し、BIZ や移動型職業情報センター(BIZ-mobil)を訪問する必要性を説明する。学校訪問による主たる目的と内容は、以下の4点を知らせることにある。

- ・地域の企業内訓練や学校での訓練の提供
- ・選択的な職業経路計画
- ・職業選択の際の援助及び助言者
- ・職業選択に重要な日程と成果

3. デュアルシステムによる職業訓練

(1) デュアルシステムの概要

【図3】デュアルシステムの制度的枠組み



(出典：MPI, 1994. S. 558. 一部坂野改訂)

【図4】職業学校と企業内訓練の比較

	職業学校	訓練企業
設置者	公(州)立	通例私企業
法的権限	州	連邦
法的根拠	学校法(公法)	職業教育法
監督	州	会議所(商工、手工業等)
教育・訓練内容規定	州学習指導要領	会議所訓練規則
その重点的内容	理論	実践
教育・訓練の受け手	生徒	訓練生
教育・訓練者	職業学校教員	訓練指導員
上記の者の養成	大学の教員養成	会議所試験+実務経験

(aus: Arnold, 1999. S. 69. 一部坂野加筆)

(2) 職業訓練の状況

(1) 職業訓練の需給関係

【表 6 - 1】ドイツ全体での訓練席需給

年	新規訓練 契約数	未契約訓 練席数	訓練席未 獲得者数	訓練席提 供数	訓練席希 望者数	訓練席需 給比率	超過/ 不足
1992	595215	126610	12975	721825	608190	118.7	113635
1993	570120	85737	17759	655857	587879	111.6	67978
1994	568082	54152	18970	622234	587052	106.0	35182
1995	572774	44214	24962	616988	597736	103.2	19252
1996	574327	34947	38458	609274	612785	99.4	-3511
1997	587517	25864	47421	613381	634938	96.6	-21557
1998	612529	23404	35675	635933	648204	98.1	-12271
1999	631015	23439	29365	654454	660380	99.1	-5926
2000	621693	25690	23642	647383	645335	100.3	2048
2001	614236	24535	20462	638771	634698	100.6	4073
2002	572227	18005	23383	590232	595610	99.1	-5378

(aus: BMBF, Berufsbildungsbericht 2003.3)

【表 7】 職業領域毎の訓練席需給過不足数 (州別、2002年)

州	商工業	手工業	公務員	農業	自由業	その他
バーデン・ヴュルテンベルク州	-1121	-1524	4	-79	-270	-12
バイエルン州	-554	-1510	3	-69	-316	-70
ベルリン州	1751	502	18	70	206	16
ブランデンブルク州	1439	712	20	138	138	8
ブレーメン州	208	73	2	3	27	3
ハンブルク州	217	64	0	0	11	-6
ヘッセン州	183	-135	1	0	-85	-17
メクレンブルク・フォアポンメルン州	1030	532	9	84	69	-6
ニーダーザクセン州	230	-226	12	-23	-23	6
ノルトライン・ヴェストファーレン州	1312	4	15	9	-150	3
ラインラント・プファルツ州	45	-213	2	-40	-3	-12
ザールラント州	68	-23	1	-2	-10	0
ザクセン州	876	429	8	56	29	5
ザクセン・アンハルト州	160	94	2	16	15	4
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	87	-34	1	-16	8	-2
チュービンゲン州	586	198	15	26	64	1
訓練席を獲得できない者	1675	3665	0	229	857	125
埋まっていない訓練席	8192	2608	113	402	567	47

(aus: BMBF, Berufsbildungsbericht 2003.35)

(2)職業訓練席の提供者

ア．国が提供する訓練席

【表 8 - 1】1999～2002年の職業教育法及び手工業規則による職業訓練席の変化

(ドイツ全体、9月30日現在)

連邦全体	1999年	2000年	2001年	2002年	02年の前年比増減
新規訓練契約数	631015	621693	614236	572227	-42009
企業の訓練席提供への国家援助措置	42152	19827	16730	15841	-889
連邦・州の特別措置	18837	16409	14156	13289	-867
緊急プログラム第4条	23315	3418	2574	2552	-22
労働行政施策	38632	37487	40149	41039	890
SGB 第3巻241条(2)の企業外不利益者訓練	26702	27228	29198	29670	472
SGB 第3巻10条の企業外訓練	1485	393	699	667	-32
SGB 第3巻102条の適応訓練	10445	9866	10252	10702	450
企業以外の訓練席合計	80784	57314	56879	56880	1
企業の訓練席合計	550231	564379	557357	515347	-42010
企業以外の訓練席割合(%)	12.8	9.2	9.2	9.9	
企業の訓練席割合(%)	87.2	90.8	90.8	90.1	

(aus: BMBF, Berufsbildungsbericht 2003, 39)

イ．企業規模別・領域別の訓練企業の状況

【表 9】企業規模別職業訓練実施企業

企業の従業員数/ 領域	職業訓練の条件を満たす企業の割合			規模別・領域別合同実施企業の割合
	実施	合同で実施	未実施	
1 - 9人	45.1	2.1	51.8	60.9
10 - 49人	64.3	3.5	30.4	29.2
50 - 499人	76.0	5.2	15.8	9.4
500人以上	85.5	5.3	4.0	0.6
全体	50.6	2.5	45.6	100.0
旧西ドイツ	52.6	2.4	44.2	
旧東ドイツ	42.6	3.0	51.3	

(aus: BMBF, Berufsbildungsbericht 2003,)

(3) 訓練生の属性

ア．学校教育の修了証

【表10】 職業領域毎の訓練生の事前教育（％、1999年）

	基幹学 校終了	基幹学 校修了	実科学 校修了	大学入 学資格	職業基礎教育 学年	職業専 門学校	職業準 備学年	申告 なし	総数 (千人)
商工業	1.0	21.5	37.5	22.0	1.6	11.0	2.0	3.5	331
手工業	4.4	49.0	29.0	4.5	5.2	3.5	2.5	1.8	205
農業	7.7	35.7	30.6	10.5	7.1	1.4	1.4	5.7	15
公務員	0.1	6.5	60.3	25.4	1.2	3.0	0.1	3.3	15
自由業	0.4	18.4	52.2	17.8	0.4	4.4	0.2	6.2	53
家政	20.5	33.7	7.7	0.5	4.6	7.5	10.7	14.8	5
全体	2.3	30.3	36.1	15.6	2.8	7.5	2.0	3.3	623

(注：新規訓練契約のみで計算)

(aus: BMBW. Grund- und Strukturdaten. 2001/02. S. 134.)

イ．年齢

【表12】 職業訓練開始年齢の推移（才）

年	男性	女性	全体
1970	16.8	16.4	16.6
1975	17.1	16.8	16.9
1980	17.6	17.5	17.6
1985	18.2	18.2	18.2
1990	19.0	19.0	19.0
1995	19.0	19.0	19.0
2000	19.0	19.1	19.1
2001	19.0	19.1	19.1

(aus: BMBF, Berufsbildungsbericht 2003, 87)

ウ．国籍

【表13】 国籍別及び訓練領域別外国人訓練生

年/ 2001年 の訓練 領域	総 計		国 籍						
	数	訓練生全 体への割 合(%)	EU	うち			トルコ	ユーゴ	その他
				ギリシ ア	イタリ ア	スペイ ン			
1997	110061	8.7	22442	5024	10305	2160	44592	19257	23870
1998	104250	8.0	22263	4850	10495	2053	42764	12222	27001
1999	100899	7.5	22092	4814	10826	1889	42013	10025	26769
2000	96928	7.1	21692	4784	10802	1750	39866	8085	27285
2001	92300	6.8	20966	4700	10538	1514	37165	6796	27376
商工業	43709	6.2	10339	2263	4958	913	18093	2657	12620
手工業	34994	7.7	8280	1942	4439	444	14035	3158	9521
農業	313	1.2	102	8	20	7	57	11	143
公務員	984	2.7	219	40	119	22	382	64	319
自由業	11730	8.8	1912	431	926	124	4352	873	4593
家政	569	6.2	114	16	76	4	246	30	179
船舶	1	0.3	-	-	-	-	-	-	-

(aus: BMBF, Berufsbildungsbericht 2003, 89)

(4)職業訓練の中途解約率

【表14】職業訓練契約解約率

	旧西	旧東	ドイツ全体			
	2001	2001	1998	1999	2000	2001
商工業	18.8	23.5	17.5	18.7	20.1	20.0
手工業	30.4	28.8	26.5	27.4	29.5	30.1
公務員	9.1	6.7	6.5	7.0	7.5	8.5
農業	25.2	20.1	21.4	23.1	23.5	23.6
自由業	25.7	28.7	24.3	23.9	25.7	26.1
家政	25.4	24.8	21.2	21.7	27.2	25.2
船舶	26.7	0.0	14.8	21.8	21.8	25.5
全領域	23.3	25.0	21.3	22.1	23.7	23.7

(aus: BMBF, Berufsbildungsbericht 2003, 94)

(5)訓練費用

【表15】1年間の訓練費用合計(2000年、単位:ユーロ)

	全 体	旧西独	旧東独	商工業	手工業	農 業	自由業	公務員
費用総額	16435	17491	12438	17750	14395	15020	17738	17035
生産損益*	7730	8162	6095	8218	6780	8837	9082	6393
%	(47.0)	(46.7)	(49.0)	(46.3)	(47.1)	(58.8)	(51.2)	(37.5)
実質費用	8705	9329	6343	9532	7615	6183	8656	10642
%	(53.0)	(53.3)	(51.0)	(53.7)	(52.9)	(41.2)	(48.8)	(62.5)
訓練生人件費	8269	8691	6670	9222	6881	8068	7961	10702
指導員人件費	5893	6459	3751	5882	5582	5001	8148	3975
設備備品費	545	560	487	740	389	320	251	243
その他の費用	1728	1780	1530	1909	1543	1631	1378	2116
純粋費用総額	10278	10675	8295	11816	8273	9163	8745	12782
純粋実質費用	2448	2514	2200	3598	1393	327	-337	6389

(aus: BMBF, Berufsbildungsbericht 2003, 120)

* 訓練生の生産性の低さにより生じると考えられる損益

4. 訓練の修了と雇用支援

(1) 職業訓練修了試験

【表16】職業分野毎の訓練修了試験合格者(2001年)

	修了試験 受験者数	うち再受 験者数	うち期間 短縮者数	修了試験 合格者数	合格率 (%)
商工業	314769	24680	19452	278778	88.9
手工業	194345	26758	-	156609	80.6
農業	16061	2143	478	13185	82.1
公務員	16888	1072	883	15487	91.7
自由業	47251	3488	3533	43047	91.1
家政	7828	605	59	6758	86.3
船舶	146	3	16	141	96.6
全体	597288	58749	34421	514005	86.1

(aus:BMW. Berufsbildungsbericht 2003, 99)

(2) 就職と雇用支援

【表17】企業規模別職業訓練修了者数と同一企業就職率(2000年、2001年)

年	職業訓練合格修了者数				同一企業就職率(%)			
	旧西独		旧東独		旧西独		旧東独	
	2000	2001	2000	2001	2000	2001	2000	2001
従業員 1-9人	98300	88063	19351	20454	45.7	44.3	48.8	41.3
10-49人	119279	127633	34166	32674	59.7	50.6	49.5	45.9
50-499人	128441	134813	38022	37293	65.3	65.5	40.7	43.7
500人以上	75597	77459	13352	17072	72.4	76.9	48.3	35.9
合計	421616	427969	104891	107493	60.4	58.8	46.0	42.7

(aus:BMW. Berufsbildungsbericht 2003, 187)

【表18】職業領域別職業訓練修了者数と同一企業就職率(2001年)

	職業訓練合格修了者数		同一企業就職率(%)	
	旧西独	旧東独	旧西独	旧東独
農林水産業	4248	2830	30.5	36.0
鉱山・エネルギー・水資源	6247	1517	85.2	61.3
食品工業	13650	4209	61.3	52.0
消費財工業	17262	2606	55.0	67.0
生産財工業	19552	2835	68.5	68.4
投資財・耐久消費財産業	43121	5447	84.9	72.4
鉱業	40130	16063	64.7	48.1
保守、修繕業	86768	17928	59.6	41.5
通信、報道業	16361	4669	67.0	68.2
信販・保険業	23111	2366	85.0	75.4
接客業	11535	2594	28.3	49.7
教育	17676	17273	16.1	7.8
健康・福祉	52253	7963	49.7	32.6
企業対象のサービス業	23045	6487	44.6	52.4
企業対象の特別なサービス業	12156	1426	33.7	39.9
他のサービス業	13881	4404	42.4	32.4
公共団体以外の組織	26975	6548	60.7	47.2
合計	427969	107493	58.8	42.7

(aus:BMW. Berufsbildungsbericht 2003, 187)

・青少年・若年者失業対策

1．失業と労働行政

(1) 労働行政の組織

(1) 連邦経済労働省 (Bundesministerium fuer Wirtschaft und Arbeit)

(2) 連邦雇用庁 (Bundesanstalt fuer Arbeit)

連邦雇用庁は雇用促進のための実施機関である。連邦雇用庁は法的には自己管理を行う公法上の連邦の直接機関である (社会法典第3巻第367条)。連邦雇用庁は社会法典第3巻による所轄機関であると同時に、労働市場研究や労働統計等に関する事務を取り扱う。さらに労働政策に関する実質的な予算を配分する。所在地はニュルンベルクである。連邦雇用庁は連邦関係の労働関係実施予算を各州に配分する。更に生徒や訓練生が職業選択を行うための様々な情報を提供している。生徒が職業訓練職種を知り、進路選択を行うための「Berufsaktuell」もここで編集されている。連邦雇用庁には労働市場・職業研究所 (Institut fuer Arbeitsmarkt- und Berufsforschung, IAB) が付設されており、労働市場の労働条件等に関する様々な調査研究を行っている。これまではあまり行われてこなかった施策の評価についての調査研究も進められている。

なお、ハルツ委員会の報告書による提案を受け、連邦雇用庁はエージェンシー化の方向に改革することが、2003年8月に閣議で決定され、同年2003年12月19日に法改正が行われ、2004年1月1日から連邦雇用エージェンシー (Bundesagentur fuer Arbeit) に名称が変更された。

(3) 労働局 (Arbeitsamt) 等

州労働局 (Landesarbeitsamt) は、現在10の地域 (州または複数の州) に置かれている。その下には労働局が置かれており、2002年現在、ドイツ全体で179地区あり、旧西ドイツに141地区、旧東ドイツに38地区ある (Berufsbildungsbericht 2003.7)。労働局は、社会法典第3巻第41条以下にその役割が規定されているが、主な業務内容は、訓練希望者や求職者並びに雇用者に対して、訓練席や職場、訓練希望者や求職者を紹介すること、職業助言 (Beratung) や職業斡旋 (Vermittlung) を行うこと、である。

この他に、生徒や職業訓練希望者を対象として、職業指導や職業訓練選択のための助言を行う機関として、職業情報センター (Berufsinformationszentrum, BIZ) がある。

(2) ドイツ統一以降の失業状況

【表19】 ドイツの失業者数と失業率

年	失業者数	失業率 (全人口 比)	失業率 (就業年齢 比)	男性失業 者数	失業率 (就業年齢 比)	女性失業 者数	失業率 (就業年 齢比)
1991	2,602,203		7.3	1,280,554	6.4	1,321,649	8.5
1992	2,978,570	7.7	8.5	1,411,894	7.1	1,566,676	10.2
1993	3,419,141	8.9	9.8	1,691,560	8.6	1,727,581	11.3
1994	3,698,057	9.6	10.6	1,863,085	9.5	1,834,972	12.0
1995	3,611,921	9.4	10.4	1,850,610	9.6	1,761,311	11.4
1996	3,965,064	10.4	11.5	2,111,546	11.0	1,853,518	12.1
1997	4,384,456	11.4	12.7	2,342,383	12.2	2,042,073	13.3
1998	4,279,288	11.1	12.3	2,272,655	11.9	2,006,633	12.8
1999	4,099,209	10.5	11.7	2,159,776	11.3	1,939,433	12.2
2000	3,888,652	9.6	10.7	2,052,846	10.5	1,835,806	10.9
2001	3,851,636	9.4	10.3	2,063,368	10.4	1,788,269	10.2
2002	4,060,317	9.8	10.8	2,239,405	11.3	1,820,912	10.3

(aus : <http://www.pub.arbeitsamt.de/hst/services/statistik/aktuell>)

【表21】 25才未満の失業者数と失業率 (人、 %)

年	総数	失業率	男 性	女 性
1991	395,739	-	201,442	194,296
1992	413,753	-	210,545	203,208
1993	453,758	8.5	242,349	211,409
1994	466,122	9.5	251,036	215,085
1995	431,103	9.5	235,224	195,879
1996	475,586	11.0	276,070	199,516
1997	501,405	12.2	295,620	205,785
1998	471,709	11.8	277,668	194,041
1999	429,308	10.5	253,601	175,707
2000	428,298	9.5	258,530	169,768
2001	443,888	9.1	271,654	172,234
2002	497,367	9.7	311,086	186,280

(aus : <http://www.pub.arbeitsamt.de/hst/services/statistik/aktuell/iiia4/zrbrdjub.xls>)

(3) シュレーダー政権下の青少年・若年者失業対策

1998年 9月 G . シュレーダーを宰相とする社会民主党 (SPD) と緑の党の連立政権へ
 1998年11月25日 青少年・若年失業者のための「緊急プログラム (Sofortprogramm) 」
 「 JUMP 」を閣議決定 目標は1999年12月末までに10万人の青少年・若年者に仕事と職業
 訓練を

1999年12月 1日 「 JUMP 」を実施するための施行規則

JUMP 関連予算 ほぼ毎年10億ユーロ (約1350億円) 、うち、 3 億ユーロをヨーロッパ社
 会基金 (European Socialfond)

2001年12月10日 「雇用活性化法 Job-AQTIV-Gesetz」(社会法典第 3 巻一部改正法、200
 2年 1 月 1 日施行) が成立。社会法典第 3 巻の失業者に対する行政領域が限定的に規定さ
 れるとともに (第 1 条) 、雇用者の雇用可能性についての責任と被用者に対する雇用への自
 助努力責任とが新たに規定された (第 2 条) 。

2002年 2 月22日 通称「ハルツ委員会」(労働市場における現代的サービス事業委員会
 (Kommission "Moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt") 設置

2002年 9 月22日 総選挙。シュレーダー政権は辛うじて政権を維持

2002年12月23日 ・職業紹介の受託業務を行うエージェンシー (人事サービスエージェ
 ンシー) を労働局が設置すること ・ジョブセンター ・起業助成金

2003年 3 月14日 シュレーダー宰相「アジェンダ2010」発表

- 1) より多くの職業訓練席確保、
- 2) より多くの仕事確保、
- 3) 家族と職業、
- 4) 税金削減、
- 5) 年金の継続的確保、
- 6) 教育の促進、
- 7) 再労働支援、

2003年 5 月28日 「 JUMP - PLUS 」閣議決定、 6 月14日に施行規則を告示

・ 25才未満のとくに社会的援助を必要としている者及び長期失業者支援

2003年12月19日 ハルツ第 3 ・ 4 次改正法。手工業マイスターの訓練独占を縮小。

2004年 1 月 1 日 連邦雇用庁が連邦雇用エージェンシーに。

(4) 連邦政府の失業対策費用

【表22】2004年度の社会法典第 3 巻関連予算案 (単位 : 1000ユーロ)

項目	社会法典第 3 巻による事業	2003年	2004年
636 02	連邦の育児時間助成事業	-	60000
681 01	失業者支援事業	123000000	13376000
681 06	雇用者支援事業	3000	2500
681 08	高齢移住者適応支援事業	217500	209000
686 03	失業者支援関係者の斡旋補助金	4000	1000
616 31	連邦雇用庁助成金	0	5210000
686 51	失業対策のための改革事業支援	31683	21000
685 01	JUMP-PLUS プログラム		210000
685 02	長期失業者プログラム		524000
	合 計	12556283	19613500

(aus: <http://www.bmwi.de>)

(5) 青少年・若年者失業対策の根拠法令

(1) 社会法典第3巻

実際に青少年・若年者失業対策として主な対象となるのは、訓練探索者・求職者、失業者、である。対象となる青少年・若年者の状況により施策を区分し直すと、

- 1) 職業訓練席を探すための施策
- 2) 職業訓練を効果的に行うための施策(中途解約の防止、訓練に付随した社会的援助等)
- 3) 職業訓練修了後に職場を見つけるための施策

が中心となる。さらに、

- 4) 職業訓練を修了できなかった者への施策
- 5) その他あらゆる対象者の職業能力・職業適性を高めるための施策

が行われる。また、

6) 訓練席を増やすための職業訓練企業への補助金も一定の比重を占めている。

(2) 連邦政府・州政府による特別施策

【表23】社会法典第3巻施策別対象者数(1998-2002年、年平均)

	1998	1999	2000	2001	2002
1. トレーニング施策	3.858	6.931	7.125	8.118	10.780
2. 起業のつなぎ融資	2.530	2.357	2.355	2.937	3.757
3. 職業訓練支援	36.577	47.582	58.993	63.086	82.139
4. 職業準備教育	42.722	47.547	52.139	54.631	61.407
5. 職業継続教育	32.199	34.415	34.775	34.542	33.223
6. 障害者労働界参入	90.145	90.458	93.858	94.839	96.930
7. 参入補助金	3.622	5.748	4.669	3.742	4.662
8. 設立時雇用補助金	1.006	1.265	999	821	779
9. 雇い入れ契約	68	31	14	4	0
10. 訓練に並行した支援	63.214	63.663	64.190	62.646	62.129
11. 企業外施設職業訓練	33.759	38.497	42.913	44.721	47.977
12. 転職補助金	815	757	918	1.004	1.102
13. 雇用創出施策	20.594	21.321	18.379	15.965	12.121
14. 構造適合施策	22.354	23.647	10.629	5.331	3.538
15. 任意促進		16.842	14.930	19.148	18.596
16. ドイツ語促進	4.836	4.482	4.942	4.492	4.224
17. 長期失業者雇用援助	3.647	1.465	763	570	440
18. 重度障害者雇用	1.379	968	1.271	1.974	2.301
19. 訓練適性のない者への支援	2.785	2.776	0	0	0
合計(概数)	366.110	411.000	414.000	419.000	446.000

(aus:Dietrich, 2003)

2. 緊急プログラム (JUMP)

(1) JUMP の経緯と枠組み

現在の JUMP は、1999年から2003年まで継続する時限的なプログラムである。同プログラム廃止以降、すなわち2004年からは、同プログラムの主な部分が社会法典第3巻に吸収され、施策として継続されることになっている。予算は毎年ほぼ10億ユーロである (Dietrich, 2003)。

【表24】社会法典第3巻と JUMP の新規参入者数及び年平均在籍者数

	1999	2000	2001	2002
社会法典第3巻による通常の施策	596000 (75.2%)	666000 (85.3%)	692000 (81.5%)	811000 (85.5%)
JUMP	197000 (24.8%)	115000 (14.7%)	157000 (18.5%)	137000 (14.5%)
合計	793000	781000	849000	948000
社会法典第3巻通常施策による平均在籍	411000	414000	419000	446000

(aus: Dietrich, H. (2003) S. 4)

緊急プログラムの方針 (1998年11月25日)

第1条 目標と業績

第2条 企業の訓練席提供を作り・拡大するための、地方・地域のプロジェクトの促進
(達成規模1万人の参加)

第3条 まだ職業紹介を受けていない志願者の準備プログラム (12000人)

第4条 2 / 3月にまだ職業紹介を受けていない志願者への企業外訓練による第1訓練学年あるいは企業外訓練の職業修了証までの継続 (10000人)

第5条 ハウトシューレ修了証あるいは相当の学校修了証の事後取得 (5000人)

第6条 まだ訓練適性の分からない青少年に対する活動と諸能力の獲得 (5000人)

第7条 学校修了証のない失業青少年の職業資格の事後付与、及び労働市場機会を改善するための職業資格を青少年に部分的に付与すること (25000人)

第8条 失業青少年の雇用に際して企業への賃金補助金 (20000人)

第9条 資格・労働創生措置 (20000人)

第10条 雇用に付随する助成 (1000人)

第11条 雇用措置及び資格取得措置に誘導する社会的援助 (5000人)

第12~18条 補足的規定

(3) JUMP の現状

【表25】州労働局別の JUMP 第 2 条により創出された職業訓練席等

州労働局	1999年	2000	2001	2002	2003	合計
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州・ハンブルク州	845	1798	3042	2597	718	9000
ニーダーザクセン州・ブレーメン州	2296	1996	2276	1106	162	7836
ノルトライン・ヴェストファーレン州	5673	6039	8203	3280	2657	25852
ヘッセン州	288	2356	414	364	153	3575
バーデン・ヴュルテンベルク州	1023	395	1220	1905	327	4870
バイエルン州	1398	873	288	611	164	3334
	659	1292	669	1540	313	4473
旧西ドイツ地域計	12182	14749	16112	11403	4494	58940
メクレンブルク・フォアポメルン州	25	1490	1534	1350	445	4844
ベルリン州・ブランデンブルク州	1106	492	303	325	116	2342
ザクセン州	267	464	49	21	32	833
ザクセン・アンハルト州、テュービンゲン州	665	356	446	710	236	2413
旧東ドイツ地域計	2063	2802	2332	2406	829	10432
ドイツ全体	14245	17551	18444	13809	5323	69372

(BA(2003) : Arbeitsmarkt in Zahlen. Sofortprogramm zum Abbau der Jugendarbeitslosigkeit. Mai 2003)

【表26】JUMP の施策別参加者数 (2003年 1 月から 5 月まで)

条・項目	参加者	
4 条 企業外訓練	2542	
5 条 ハウプトシューレ修了証	234	
6 条 AQJ (適性探索)	2475	
7 条 FbW (職業諸能力事後付与)	5077	
	TM (部分的職業資格)	6519
8 条 LKZ (賃金補助金)	19558	
	第 3 者のパーシャル化	148
	7 条からの移行	43
8 条 a 青少年時間援助	28	
9 条 Quali-ABM (資格・労働創生措置)	4764	
10 条 雇用に付随する助成	70	
11 条 社会的援助	5269	
総 計	46727	
11 条 a 旧東ドイツ地域求職支援	1539	

(BA(2003) : Arbeitsmarkt in Zahlen. Sofortprogramm zum Abbau der Jugendarbeitslosigkeit. Mai 2003)

(4) JUMP 参加者の属性

【表28-1】 JUMP プログラム参加者の属性 (%、1999-2002年)

	1999	2000	2001	2002	合計
ドイツ全体					
地域：旧東ドイツ地域	33,9	40,9	47,9	40,4	40,2
性別：女性	40,6	40,2	39,0	37,8	39,6
国籍：外国籍	13,1	10,2	7,2	6,9	9,7
学校修了証なし	15,7	15,8	14,5	13,5	14,9
ハウプトシューレ修了証	45,9	41,1	41,0	40,0	42,5
中級（実科学校）修了証	34,3	38,4	39,5	41,0	37,8
（専門）大学入学資格	4,1	4,7	5,1	5,5	4,8
職業訓練修了証なし	70,7	62,3	57,3	53,5	62,1
障害者	3,4	2,9	2,7	2,0	2,9
ハンディを持つ者	24,2	28,7	30,9	33,1	28,6
失業中であった者	74,2	83,8	86,7	86,0	81,7
6ヶ月以上の長期失業者	19,3	23,1	24,0	19,5	21,3
社会法典第3巻賃金補助受給者	X	56,7	57,1	57,4	57,2
生活保護	5,4	5,7	5,1	5,1	5,3
合計	174.966	97.386	128.332	108.029	508.713

(aus: Dietrich, H. 2003)

(5) JUMP の成果

【表29】 JUMP 施策参加者の終了後状況 (2000年1月から2003年5月まで)

条・項目	非失業	失業	無申告	総数
4条 企業外訓練	2333 (58.3%)	816 (20.4%)	853 (21.3%)	4002
5条 ハウプトシューレ修了証	1352 (71.8%)	269 (14.3%)	261 (13.9%)	1882
6条 AQJ (適性探索)	6960 (86.2%)	667 (8.3%)	443 (5.5%)	8070
7条 FbW (職業資格事後付与)	6286 (52.6%)	3017 (25.2%)	2658 (22.2%)	11961
TM (部分的職業資格)	10085 (52.1%)	5472 (28.3%)	2807 (14.5%)	19364
8条 LKZ (賃金補助金)	21200 (57.1%)	5922 (15.9%)	10021 (27.0%)	37143
9条 Quali-ABM (資格・労働創生措置)	8992 (41.7%)	6496 (30.1%)	6062 (28.1%)	21550
10条 雇用に付随する助成	319 (65.1%)	15 (3.1%)	156 (31.8%)	490
11条 社会的援助	13798 (66.4%)	2223 (10.7%)	4763 (22.9%)	20784
総 計	71325 (57.4%)	24897 (20.0%)	28024 (22.6%)	124246

(BA(2003) : Arbeitsmarkt in Zahlen. Sofortprogramm zum Abbau der Jugendarbeitslosigkeit. Mai 2003) * 上段は数、下段は割合

3 . JUMP の実際例

(1) 労働局における JUMP 諸施策

(1)ベルリン州パンコウ労働局 (Arbeitsamt Pankow)

JUMP プログラムは1999年から実質的に動いている。連邦レベルで年間20億マルク（約10億ユーロ）で開始され、毎年同額で繰り返されている。JUMP の中で、ベルリン州パンコウ労働局の2003年における支出は総額で814万ユーロである。JUMP の条・項目別の支出が多いのは、7 条関係（職業諸能力の補充、356万ユーロ）、8 条関係（失業青少年雇用助成金 = 賃金補助273万ユーロ）、9 条関係（労働に必要な社会性の準備、163万ユーロ）である。

後にみるように、プログラムは運営機関に委任され、実施されているが、ベルリン北地区だけでもそうした運営機関が30以上ある。

(2)バイエルン州ニュルンベルク労働局

- 1 . 求職センター Bewerbungszentrum
- 2 . 求職学習 tip-Lehrgang
- 3 . 基礎職業訓練課程
- 4 . 促進学習と相当の適応措置
- 5 . 職業教育並びに機会の活用改善のための教育課程
- 6 . 自由意思による福祉訓練年 Freiwilliges soziales Trainingsjahr
- 7 . パートタイムの ABM と連動した教育機会並びに機会活用の改善のための教育課程
- 8 . 訓練に適応できない青少年のための労働と証明付与 Qualifizierung (AQJ) = 新規
- 9 . 訓練に平行した援助（社会福祉的支援）
- 10 . 企業以外の施設における職業訓練

【表31】ニュルンベルク労働局の JUMP プログラムの対象者数

	2000年		2001年		2002年	
	数	州内比率	数	州内比率	数	州内比率
JUMP 全体	1743	19.5	1793	18.5%	1973	15.4
4 条	15	42.9				
5 条	71	23.4				
6 条	362	30.1	441	39.0	537	39.1
7 条	269	14.3	383	18.3	375	13.6
8 条	156	8.8	187	10.7	376	11.0
9 条	94	6.5	21	1.3		
10条	17	100.0				
11条	759	62.2	760	59.3	685	46.9

(出典：ニュルンベルク労働局資料)

(2) JUMP 施策具体例

(1) 9 条関係

実際にベルリン州パンコウ地区で JUMP のプログラムを推進している運営機関(Traeger) の 1 つにインフォボックス社(Infobox. Verein fuer Innovationsarbeit e.V.)がある。同社は1997年に設立され、1999年から JUMP のプログラムを企画・実施している。同社の正規従業員は16人である。

同社が実施している JUMP のプログラム 9 条の趣旨は、労働に必要な社会性の準備(労働の徳の育成)である。同社は、JUMP 前には不可能であった、多様な職務をこなす青少年を雇用し、訓練するプログラムを作成した。労働局もこれを認め、同社にプログラムの実施を依頼した。

同社の開発したプログラムは、ベルリンのテーゲル空港における多様なサービスを提供するための労働と訓練である。体制は次のようになっている。

ア．雇用機関 インフォボックス社

イ．実務労働担当者 グローブグラウンド株式会社 GlobeGround GmbH

ウ．教育担当者 ガエタンデータ株式会社 gaetan-data GmbH である。

実際の運営は次のように行われている。労働局がプログラムに必要な資金を雇用担当者であるインフォボックス社に提供し、監督する。教育担当者と実務労働担当者はそれぞれ教育あるいは労働について担当する。労働局の資金はインフォボックス社に支給されるが、インフォボックス社がさらに教育担当者であるガエタンデータ社に教育関係費用を提供する。実務労働担当者グローブグラウンド社には労働というサービスが提供されるため、インフォボックス社からは支給されない。

プログラムは、20の実習席に対して40人を雇用する。このプログラムは実務労働と理論(教育訓練)の割合が50%と50%である。つまり半分は実務に当たっている間に、残りの半分が教育訓練を受ける。期間は7ヶ月から1年である。

プログラムの目的は労働を得ることあるいは訓練を開始することである。そのための前提条件として、困難に打ち勝つことによる成功体験を実務によって獲得する。プログラムへの参加者は、概ね職業訓練を受けていない者で、職業諸能力の獲得意欲は低い、より高い水準の職業を目指している者である。

プログラムには、プロジェクト長(インフォボックス社の社員)、相談員(その労働を熟知している者、ここでは失業中のマイスター)がプログラムがうまく進むように調整している。彼らは、実務担当者との調整や、危険防止への介入、教育担当者の教授方法や教育課程についての決定にも関わっている。相談業務として、ローテーションや授業の開始についての調整、病人が出たときの補助員の提供、携帯電話等による恒常的な対話(によるプログラム脱落防止)等がある。

このプログラムは、ベルリンのテーゲル空港における様々な業務を行う。フロアにおける接客、VIP ラウンジにおける業務、物流、機体の清掃、等、多様な業務である。

このプログラムにより、参加者は次のような資質を得る。職業関連の基本知識として、数学、作業方法、労働保護一般、情報処理、英語、一般会計、求職練習を学習する。特別な職業訓練として、空輸の基礎、空港の組織構造、航空燃料及び離陸業務、貨物運搬、接客業務、ラウンジサービス、空港の緊急事態のシステム。

プログラム参加者は報酬を受け取る。これは労働内容により異なる。給与は通常の労働者よりも30%程度安く設定されている。一般に800～1200ユーロの間(約10.4～15.6万円、1ヶ月)である。

プログラムの成果として挙げられるのは、計画された職業資質の獲得である。例えば顧客ブリッジの操作、特殊運搬車の運転、貨物取り扱い、重要な人物の接待など、である。プログラムの成果を生むために重要なことは、労働担当者と教育担当者の真の協調である。それによってプログラム参加者の行動に変化がみられる。プログラムが終了すると、労働証明や諸能力の獲得証明を発行している。それによって参加者の意識を高め、プログラムが終了できる動機付けとなっている。プログラム参加者の評価も高く、93%が非常によいプログラムであると評価している。

インフォボックス社は、今後のこうしたプログラムとして、健康・フィットネス関係、ホテル、レンタカー、手工業企業などにもプログラムの拡大したいと構想している。

・ドイツの青少年・若年者失業政策の特色と課題

(1) 2段階的労働市場

ドイツの労働市場の特色として、まず留意すべき点は、労働市場の2段階性である。青少年の失業問題を論ずる場合、この点に注意することが必要である。

第1段階は訓練席を見つける段階である。この時点で、学校の修了証のない者や成績の悪い者はかなり不利となる。ドイツにおける職業訓練席獲得は、職種により、大学入学資格取得者がほとんどを占めるものもある。学歴によるある種の「棲み分け」が行われている(坂野2000)。

第2段階は訓練終了後の就職の段階である。実際に訓練企業に残るのは50~60%程度である。商工会議所等での聞き取り調査でも、職業訓練を行った企業に残れる者は、ある程度成績が良く、勤務態度の良い者である場合が普通である、と指摘された。そうでない者は別に企業を探すことになる。逆に中小企業で訓練を受けた成績の良い者が、大企業などに引き抜かれることもある。マイスター(親方)やテクニシャン(Techniker)等の上級職業資格を含めれば、3段階の労働市場であるともいえる。

こうした段階的な労働市場において、各段階における適切な職業訓練あるいは就職についての選択・決定への支援が不可欠となる。

(2) 職業資格制度と職業能力

ドイツでは3年半程度の職業訓練による職業資格が労働市場において重要な意味を持っている。1969年の職業教育法の成立により、それまであった訓練期間の短い半熟練職は皆無となった。こうした職業資格が、テクニシャンやマイスターといった上級の職業資格への基礎資格となっている。

しかし産業構造や社会の変化、さらには国際化による労働市場の広域化等により、こうした資格制度そのものの意味が問われている。たとえばEU内部における労働資格の相互承認を行う場合、他国では職種によって職業訓練期間が3年程度とは限らない。ドイツの若者は著しく長い職業訓練を受けているといえる職種もあるようである。職業訓練期間を職種によって短縮する考え方が近年現れている。現在のところ、賛否両論があるようだ。ドイツ商工会議所におけるインタビューでは、個人的な見解と断りつつ、2年程度の職業訓練があっても良いと考えているとのことであった。事例として、同じデュアルシステムで職業訓練を行っているスイスでは、割合は少ないが2年程度の職業訓練を標準とする職種もある。

(3) 職業準備教育・職業選択能力開発

職業選択のために、BIZ(職業情報センター)を中心とした労働局関係者が学校を2度訪問したり、生徒がBIZを訪問したりして、適職を見いだすための手続きが組織化されている。

(4) ドイツの労働行政の課題

ドイツの青少年・若年者を対象とする労働行政の課題は、主に以下の3点である。

(1) 国の関与の限界

従来からの失業対策では、青少年・若年失業者に十分な訓練席や雇用を確保することができなくなった。経済成長が停滞し、労働市場における職業訓練・雇用の供給が減少した場合、政策による需給関係改善策には限界がある。

1990年以降は、景気後退局面となり、労働市場における失業率が高い水準で推移している。これに対して、総論では積極的に対処すべきということになるが、各論レベルになると、十分な政策を展開できないのが実状である。国際競争力を維持するためには、ドイツの人件費の高さは常に問題とされている点であり、これに高額な職業訓練費用等が加われば、ドイツ企業の国際競争力が低下し、ますます雇用関係が悪化する可能性が強い。

(2) 雇用政策の対費用効果

連邦政府は1998年の政権交代以降、多額の費用を労働政策に投入してきた。しかし、聞き取り調査によっても明らかとなったように、これまでの労働政策に対する評価が十分に行われているとは言い難い。連邦政府は2003年に入ってからさらに新たな施策として「JUMP-PLUS」を打ち出した(3億ユーロ)。しかし毎年10億ユーロを投入した「JUMP」の効果についての評価も十分には行われていない。

(3) 職業資格による労働市場の細分化・硬直化

ドイツの労働市場は職業資格により細分化されている。こうした職業資格制度は、労働者の職業能力水準を一定の高さに保持することにより、生産・営業実施部門における質の高さを維持することに貢献してきた。

しかしながら、科学技術や産業構造の変化、EU統合等による企業組織の変化、さらには大学卒業者の比重が高まり、熟練性の高い専門労働者や職人の活躍できる労働市場は今後拡大するとは考えにくい。変化の著しいIT産業等では従来型の職業訓練制度は十分には機能していないようである。就業形態や産業構造の変化に柔軟に対応するために、職業資格の意味を問い直すことが必要である。産業構造の変化に対応するためには、同じ系統のより高い職業能力の開発を主とする「職業向上訓練」のみならず、異なる系統に属する需要の高い職業領域に転換するための「職業転換訓練」が今後ますます重要になると考えられる。2003年の手工業規則改正、職業訓練期間の短縮化構想も、変化する産業構造の動きへの対応策の1つとして考えることもできよう。

おわりに 日本への示唆

(1) 訓練費用の問題

ドイツでは、職業訓練費用は基本的に企業(訓練主)が負担するシステムとなっている。日本でも職業訓練は企業に就職後の OJT が中心であった。しかし企業を取り巻く環境が厳しくなればなるほど、企業は職業訓練を外部へとアウトソーシングし、労働者自身の負担による職業訓練を求めようになる。ドイツでは企業の経済環境が厳しくなると、職業訓練を行わない企業が増加する。職業訓練席を確保する段階で潜在的失業者あるいは職業能力開発が十分に行われない青少年・若年者を作り出してしまっている。日本では就職できない、あるいは就職しないフリーター問題がこれに相当するであろう(小杉2003)。

こうした青少年・若年者に対する職業能力開発の場をどのように提供するのか。ドイツのように、公の施策による職業訓練の場を創出するのか、あるいは企業への補助金による就労の場をつくるのか、それとも個人の自己投資を原則とするのか、選択が求められることになるであろう。

(2) 公の関与

上記の点と関連し、職業能力開発に公の機関がどの程度関与するのか、が課題となる。ドイツでは準公的機関である会議所等が職業資格の認定を行っている。日本でも労働市場における職業能力の評価をだれがどのように行うべきかを整理する必要がある。日本で普及した企業内資格では、転職・転社を促進することは難しく、部分労働市場のミスマッチを削減することは困難である。

(3) 職業準備教育の必要性

日本では、中学・高校レベルにおける職業準備教育あるいは職業選択能力を高めるための教育を充実する必要がある。近年はインターンシップを実施する学校が増えつつあるが、多くの場合1~2週間の「お試し」体験に過ぎない(吉本2001)。より体系的・長期的な職業準備教育が必要である。ドイツでは第7~9学年にかけて、生徒が主体的に職業訓練席を探し求める。学校のみならず、労働局系列の BIZ(職業情報センター)の職員が適職探しの支援を行っている。日本でも学校と職業支援機関の連携が必要である。

(主要関連文献・資料)

Arnold, Rolf./Kraemer-Stuerzl, Antje. (1999) (2. Aufl.): Berufs- und Arbeitspaedagogik. Cornelsen, Berlin.

Arbeitsamt Nuernberg (2002): Berufsvorbereitende Bildungsmaßnahmen. Foerderung der Berufsausbildung. Angebote 2002/2003.

Bundesanstalt fuer Arbeit(2003): Sozialgesetzbuch III. Mit angrenzenden Gesetzen, Verordnungen und BA-Regelungen. (6. Aufl.)

Bundesanstalt fuer Arbeit(2002): Berufsaktuell. Ausgabe 2002/2003.

Bundesanstalt fuer Arbeit(2000): Informationen fuer die Beratungs- und Vermittlungsdienste. (ibv) Sofortprogramm. Sofortprogramm zum Abbau der Jugendarbeitslosigkeit. Zwischenergebnisse aus der Begleitforschung. 20/00. 17. Mai 2000.

Bundesministerium fuer Bildung und Forschung(2003): Schaubildsammlung Berufsausbildung sichtbar gemacht. (4. Aufl.)

Bundesministerium fuer Bildung und Forschung(2002): Grund- und Strukturdaten 2001-/02.

Bundesministerium fuer Bildung und Forschung(2001): Grund- und Strukturdaten 2000-/01.

Bundesministerium fuer Bildung und Forschung(2000, 29. Aufl.): Ausbildung und Beruf.

Bundesministerium fuer Bildung und Forschung(jedes Jahr): Berufsbildungsbericht.

Bundeministerium fuer Finanz, BMF(2003): Bundeshaushalt 2003. Tabellen und Uebersichten.

Dietrich, H. (2003) : Foerderung auf hohem Niveau - das Jugendsofortprogramm zum Abbau der Jugendarbeitslosigkeit - 1999-2002. (noch unveroeffentl.)

Friedrich, M. u. a. (2000) : Das Sofortprogramm zur Bekaempfung der Jugendarbeitslosigkeit zeigt Wirkung. in: ibv Nr.20 vom 17. Mai 2000.

Greinert, W. D. (1995, 2. Aufl.) : Das deutsche System der Berufsausbildung : Geschichte, Organisation, Perspektiven. Nomos, Baden-Baden.

Greinert, W. D. (1995a, 2. Aufl.) : Das duale System der Berufsausbildung in der Bundesrepublik Deutschland. Holland+Josenhans Verlag, Karlsruhe.

Kultusministerkonferenz (KMK) : Sammlung der Beschluesse der Staendigen Konferenz der Kultusminister der Laender in der Bundesrepublik Deutschland. Luchterhand. (Freiblaetter) (BS)

die Kommission "Moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt" (2002) : Moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt. Vorschlaege der Kommission zum Abbau der Arbeitslosigkeit und zum Umstrukturierung der Bundesanstalt fuer Arbeit. Bericht der Kommission.

MPI, Arbeitsgruppe Bildungsbericht am Max-Planck-Institut fuer Bildungsforschung (1994): Das Bildungswesen in der Bundesrepublik Deutschland. Strukturen und Entwicklungen im Ueberblick. Rowohlt Taschenbuch Verlag, Reinbek bei Hamburg.

MSWWF (Ministrium fuer Schule und Weiterbildung, Wissenschaft und Forschung des Landes Nordrhein-Westfalen) (1998) : Richtlinien und Lehrplaene fuer die Sekundarstufe I - Gesamtschule in Nordrhein-Westfalen. Arbeitslehre Technik, Wirtschaft, Hauswirtschaft. Ritterbach GmbH. Frechen.

Spellbrink/Eicher (2003) : Kasseler Handbuch des Arbeitsfoerderungsrechts. Das SGB III in Rechts und Praxis. C. H. Beck, Muenchen.

Stratmann, K./Schloesser, M. (1900, 2. Aufl.) : Das Duale System der Berufsbildung. Eine historische Analyse seiner Reformdebatten. Frankfurt am Main.

Sekretariat der Staendiggen Konferenz der Kultusminister der Laender in der Bundesrepublik Deutschland (1997) : Dokumentation zur Berufsorientierung an allgemeinbildenden Schulen (Sekundarbereich I und II). Band 1-3.

天野正治ほか編著 (1998) 『ドイツの教育』 東信堂。

岩井清治 (1999) 『ドイツ外国人職業研修制度の実際』 多賀出版。

グライネルト (1998) 『ドイツ職業社会の伝統と変容』 晃洋書房 寺田盛紀監訳。原著は Greinert, 1995.

小杉礼子 (2003) 『フリーターという生き方』 勁草書房。

マックス・ブランク教育研究所 (1989) 『西ドイツ教育のすべて』 東信堂。

ペーター・ハナウほか (1994) 『ドイツ労働法』 信山社。

坂野慎二 (2000) 『戦後ドイツの中等教育制度研究』 風間書房。

坂野慎二 (2001) 『日本とドイツにおける中等教育改革に関する比較研究』 (科学研究費補助金 奨励研究(A)報告書)

坂野慎二 (2003) 『統一後ドイツの教育政策』 (科学研究費補助金 基盤研究(C)(2)報告書)

高木健次郎 (1972) 『教育改革と市民社会』 成文堂。

寺田盛紀 (2000) 『ドイツの職業教育・労働教育』 大学教育出版。

吉留久晴 (2001) 「ドイツ連邦共和国の前期中等教育段階における企業実習」 国立教育政策研究所 『技術科教育のカリキュラムの改善に関する研究 歴史的変遷と国際比較』 49-58頁

吉留久晴 (2002) 「ドイツ前期中等教育における職業選択学習の内容構成 最新の労働科教科書の内容を中心に」 日本カリキュラム学会 『カリキュラム研究』 第11号45-57頁

吉本圭一 (2001) 『高校・大学・企業におけるインターンシップの展開と課題』 カシオ科学振興財団研究助成報告書